

独立行政法人通則法上の国立研究開発法人制度

制度の見直し：各法人に共通する規律を改正（以下の法改正とともに、運用も改善）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律【第186回国会（常会）提出・成立】

：業務の特性に応じて法人を3分類（国立研究開発法人、中期目標管理型法人、行政執行法人）

法人の類型	国立研究開発法人	中期目標管理法人	行政執行法人
法人の特性	「研究開発成果の最大化」を第一目的とし、中長期的な視点に立って研究開発に係る事務・事業を行う法人 主務大臣が、研究開発に関する審議会の意見を聴いた上で 5～7年の中長期目標 を法人に指示	業務の質向上を目的とし、高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人	行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、事務・事業を行う法人

国立研究開発法人のうち、世界最高水準の成果が期待される法人について

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案【第190回国会（常会）提出】（内閣府・総務省共管）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

【第186回国会（常会）提出・成立】（改正対象法律は229本）

組織の見直し：個別法人の統廃合等（10087法人）

各独法設置法改正法案【第186回国会（常会）以降】：法人の統廃合等組織の見直し

独立行政法人改革等に関する基本的な方針
（平成25年12月24日閣議決定）

1 . 国立研究開発法人と総合科学技術・イノベーション会議との関係

独立行政法人通則法（第28条の2及び第28条の3）

- 総務大臣は目標策定及び評価に関する指針を策定
- 総務大臣が指針を策定するに際し、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）は、**研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）を踏まえ、**中長期目標の策定及び評価に関する指針**の案を作成
- 総務大臣は、**CSTIが作成する指針の案の内容を適切に反映**して指針を策定

2 . 国立研究開発法人の目標策定と評価のポイント

**「研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針」
（H26.7.17 総合科学技術・イノベーション会議決定）**

- 主務大臣は、研究開発に関する審議会等の専門的知見等を活用して達成すべき目標、アウトカム創出への貢献、ハイリスク・ハイリターンへの挑戦等の大目標を策定
- 国立研究開発法人は、目標に対して具体的な戦略、マイルストーン、優先順位等を示した計画を提示
- 主務大臣による評価の重点は「研究開発成果の最大化」、「効果的かつ効率的な業務運営」
- CSTIは、指針の運用状況等を把握し、関係機関等に対して適切に情報共有、助言等を行うことを通じて、指針の実効性を確保
など

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて

イノベーションに繋がる多様な革新的技術シーズの創出
革新的技術シーズを事業化に繋ぐ応用研究や成果の
実用化への橋渡し

人材の流動性等を通じた優れた人材の確保・育成
研究者の能力を最大限引き出すガバナンスの構築
大学、民間企業、他の国立研究開発法人等との連携
法人内部の分野間の連携・融合の促進 等

好循環の
創出・促進

適切な目標の策定・評価の実施

障害要因
の解消

科学技術イノベーション創出

国際競争力の強化

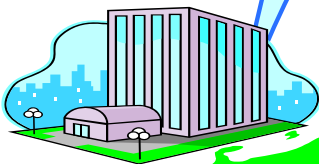
我が国全体
としての
研究開発成
果の最大化

諸政策課題の解決

「世界で最もイノベーションに適した国」に貢献していく国立研究開発法人へ

国立研究開発法人

今般の独法改革により、法人を類型化し、国立研究開発法人は研究開発の特性等に十分配慮した制度・運用に



固定的な狭い視野・価値観に縛られた業務運営・研究開発
変化に対応できない硬直的な業務運営・研究開発
時間軸がずれた近視眼的な業務運営・研究開発
コンプライアンス、会計等に係る不適切な業務運営、研究不正の発生 等

本指針案により改善が期待される主な事項

「研究開発成果の最大化」に向けた適切な目標の策定及び評価の実現

国立研究開発法人に対しても、外形的標準を重視した定量的な目標達成度を測る評価が一律に適用。

革新的、挑戦的な研究開発等は、定量的な目標設定になじまないものがある。

成果の意義や効果に対する評価が適切に実施されない。

過去の実績の評価に終始し、将来につながる評価となっていない。

目標が固定化され、情勢変化に対する柔軟な見直しが困難。

「研究開発成果の最大化」に向けた最適な目標設定が可能に

例えば、革新的なアウトカム創出を目指す目標
ハイリスク・ハイリターンな課題に挑戦する目標 など

実施する研究開発の目的や内容に応じて、適切な評価軸を選択することが可能に

例えば、橋渡し研究について、企業からの資金受入や中小企業への支援、実用化による市場創出効果等の観点から評価し、イノベーション創出を促進
基礎研究について、予期せぬ成果等も含め、科学技術的な意義や将来性等を評価し、さらなる展開につなげる

国際競争をめぐる情勢変化等に対応した目標や取組の柔軟な見直しが可能に

「研究開発成果の最大化」と「効率的な業務運営」との両立の実現

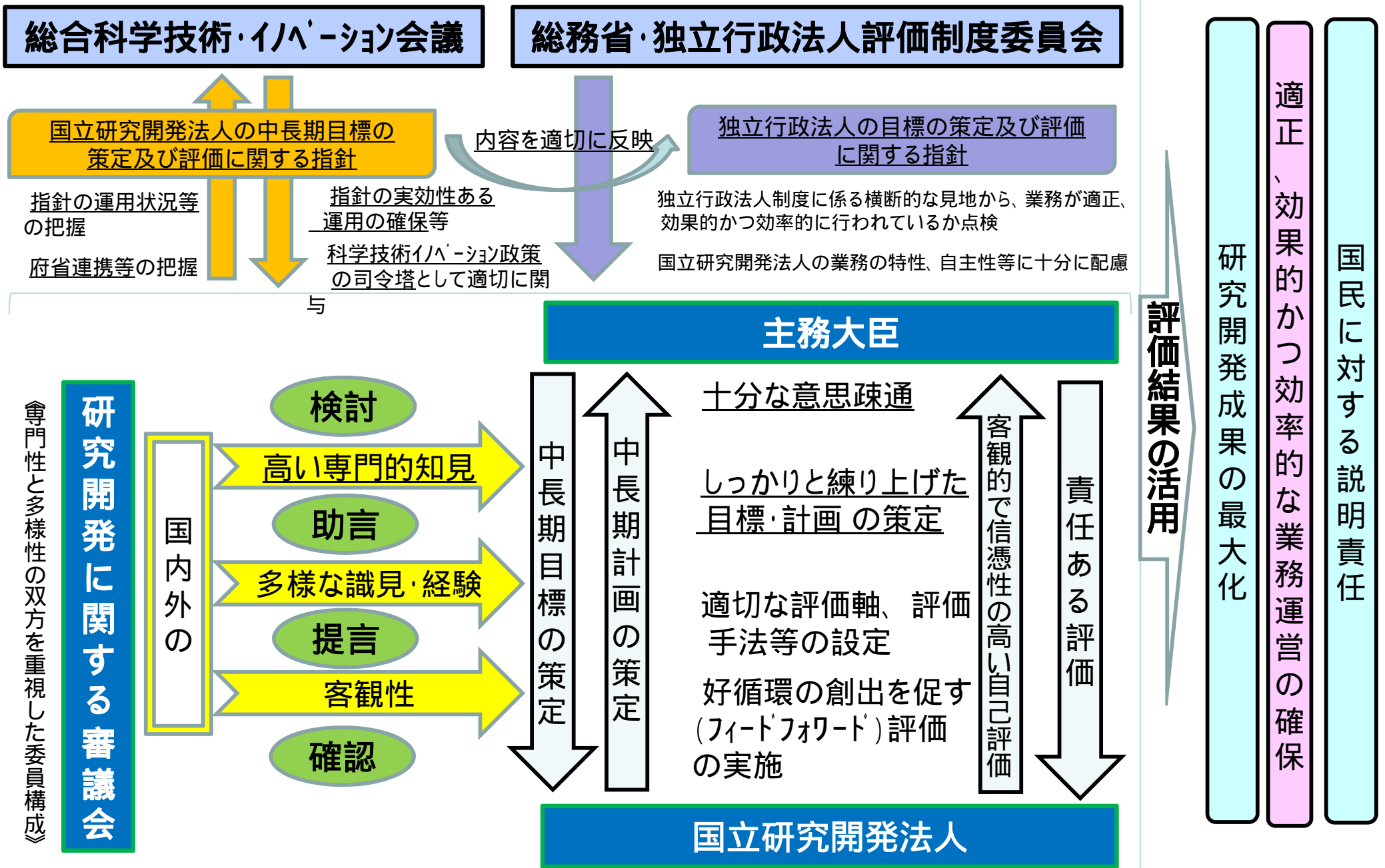
「法人の業務運営」の目標策定・評価に関しても、効率化の観点が優先され、必ずしも「研究開発成果の最大化」に向けての十分な配慮がなされなかった

効率化の観点に加え、「研究開発成果の最大化」に向けて法人全体で適切な業務運営(マネジメント)が行われたかどうかの観点からも適切に評価

例えば、資源配分や研究開発体制、人材の流動性、橋渡し機能、機関連携や分野融合、長のマネジメントに対するサポート体制 など

「研究不正の防止」の取組や体制の評価等を明確化

国立研究開発法人の目標の策定及び評価に係る関係各機関の役割 (概要)



全体事項

目標の策定及び評価の第一目的は、「研究開発成果の最大化」(国立研究開発法人の第一目的)。

「研究開発の特性(長期性,不確実性,予見不可能性,専門性等)」を踏まえた適切な目標の策定及び評価。

科学技術イノベーション政策等を踏まえた目標の策定と評価の実施。

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に基づく「研究開発評価」との重複を排除。

目標の策定

「研究開発成果の最大化」に向けて、国や社会におけるアウトカム創出への貢献を目指す目標等を策定。

「主務大臣」、「国立研究開発法人」、「研究開発に関する審議会」が、三位一体となってしっかりと練り上げた目標・計画を策定。

目標・計画の策定時に、研究開発の特性を踏まえた適切な評価軸を設定。

目標は、諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

評価

「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営」双方の観点を両立。

目標策定時に設定した評価軸を基本として、定量的評価、定性的評価を適切に組み合わせ、総合的に評価。

研究開発の内容を踏まえ、国際的な水準を踏まえて評価する手法、橋渡し研究について効果等を評価する手法、将来性について先を見通して評価する手法等、最も適切な評価手法を選択。

好循環の創出を促す(フィードフォワード)評価を行い、評価結果は、研究開発成果最大化の取組や、業務運営の改善等に活用。